

## 令和8年度北九州市政だより広告掲載業務（仕様書A）

### 1 業務内容

北九州市政だより（以下「市政だより」）に係る次の業務。

- (1) 広告スペースの買い取り
- (2) 広告主の募集・選定
- (3) 広告原稿の作成・納品

### 2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 広告の仕様等

#### (1) 掲載号数・掲載面

- ① 掲載号数：毎月1日号と15日号。年間24号分
- ② 掲載面：1日号、15日号ともに5頁下段と12頁（区版）下段

#### (2) 広告スペース（別紙A-1を参照）

- ① サイズ：各頁の下段80mm（天地）×245mm（左右）
- ② 分割：1～4枠に分割して、掲載することができる。分割する場合は同じ頁の広告と広告の間は3mm空けること（1/3枠が3枠の場合のみ2.5mm）。なお、分割をする際の各枠の大きさは次のとおりとする。

- ・1/4枠：80mm（天地）×59mm（左右）
- ・2/4枠：80mm（天地）×121mm（左右）
- ・3/4枠：80mm（天地）×183mm（左右）
- ・4/4枠：80mm（天地）×245mm（左右）
- ・1/3枠：80mm（天地）×80mm（左右）
- ・2/3枠：80mm（天地）×162mm（左右）

- ③ 枠：表ケイ(0.1mm)

#### (3) その他

- ① すべての広告の左上部に広告を明記すること。
  - (ア) 掲載位置：左上（高さを各号で合わせること）
  - (イ) フォント：太ゴシック14級正体100%
  - (ウ) 囲みケイ：0.1mm
  - (エ) 装飾：スミベタか、白ヌキ
- ② 区版面における広告は各区によって異なっても差し支えない。

### 4 広告掲載の手順

#### (1) 広告の募集・選定

##### ① 掲載基準

「北九州市広告掲載要綱」「北九州市広告掲載基準」及び当仕様書を遵守すること。

##### ② 掲載の優先順位

市政だよりの性格上、公共性の高い広告を優先させ、市のイメージアップにつながる広告を選定することとし、優先順位は次のとおりとする。

- (ア) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらが営む企業。
- (イ) 公共交通機関、ガス・電力会社、新聞社、放送局(テレビ、ラジオ等)、市内に本店または支店のある銀行・信用金庫・信用組合・農協など、その他これらに属するもの。
- (ウ) 文化行事案内または学生募集を行おうとする市内の学校。
- (エ) 市内のデパート、商店街、専門店の連合体。
- (オ) 特產品等に関連する地元企業で、市が観光客の増加または市のイメージアップに寄与すると認めたもの。
- (カ) 不特定多数の市民が利用できる文化・スポーツ施設。
- (キ) その他公共性が高いもので、市が適当と認めたもの。

### ③ 広告主一覧の提出

- (ア) 受託者は、別紙A-2「令和8年度掲載予定広告主一覧・広告原稿案・完全データ提出期限日程表(予定)」の掲載予定広告主一覧提出期限までに、別紙A-3「広告主一覧」を市へ提出すること。
- (イ) 市は広告主について前記「4(1)①掲載基準」に従って審査を行う。審査によっては修正を指示することがある。

## (2) 広告原稿の作成

- ① 受託者は広告主について市の承認を受けた後、速やかに広告原稿を作成すること。
- ② 広告原稿は、データの確認に必要なソフト(Illustrator、Photoshop)を導入し、チェック体制を整備し、次の項目を確認した上で、別紙A-2「令和8年度掲載予定広告主一覧・広告原稿案・完全データ提出期限日程表(予定)」の広告原稿案提出期限までに提出すること。
  - (ア) 正しい原稿サイズである(線の外側まで含んだサイズを指定サイズとする)。
  - (イ) 四方を罫線で囲む、またはバックに色を敷くなど広告スペースが分かるようなデザインとなっている。
  - (ウ) カラーモデルはIllustrator、PhotoshopともにCMYKとし、特色やRGBは使用しない。
  - (エ) 画像解像度は掲載サイズ実寸で350dpi以上とする。
  - (オ) 画像はリンクを貼るか、埋め込んでいる。
  - (カ) 色の混濁によるトラブル防止のため、カラー部分にはオーバープリントを設定しない。
  - (キ) 透明効果を使用する際には、印刷時にデータが正常に反映されるような設定とし、高解像度で保存する。
  - (ク) フォントのアウトライン化について、最後にフォント情報で確認する。
  - (ケ) 掲載データ以外の不要なオブジェクト(欄外のものなど)や孤立点を削除する。
  - (コ) Illustrator、PhotoshopともにEPSの拡張子のついたものとする。
- ③ 市は原稿について前記「4(1)①掲載基準」に従って審査を行う。内容によっ

ては修正を指示することがある。

(3) 広告完全データの納品

- ① 受託者は広告原稿について市の承認を受けた後、完全データを別紙 A-2「令和8年度掲載予定広告主一覧・広告原稿案・完全データ提出期限日程表（予定）」の完全データ提出期限までに、市と市が指定する者（別途提示する）へ納品すること。
- ② 完全データは、高容量メディア（CD-R等）に記録し、出力見本（PDFファイル等）と一緒に添付すること。納品の際は次の項目を確認すること。
  - （ア）納品メディア・フォルダ内には不要なファイルを入れない。
  - （イ）メール納品の場合は、完全データを sit 形式または zip 形式で圧縮する。

## 5 受託者と広告主の責務

- (1) 受託者と広告主は、広告の内容、その他、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うこと。なお、広告スペースの横か下部に、事業者名と電話番号、「広告内容と北九州市は直接関係ありません。」の文章を挿入する。
- (2) 広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、受託者と広告主の責任及び負担において解決すること。
- (3) 広告主一覧と完全データをそれぞれの指定された期日までに提出しない場合、市は、当該広告の位置に、市の記事を掲載するものとし、市に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。また、広告が掲載されない場合、市は、広告主に対して一切の補償を行わない。
- (4) 「北九州市広告掲載要綱」「北九州市広告掲載基準」に反する広告主について市は、受託者に対して変更を指示することがある。また、広告主を変更する場合、市は、広告主に対して一切の補償を行わない。
- (5) 業務完了後、受託者は市が発行する納入通知書により、広告料を速やかに納入すること。

#### ■5 頁下段の広告掲載イメージ

5



※広告の申し込みは株●●●●●・●●●●●ま  
※広告内容と北九州市は直接関係ありません。

245 mm

80 mm

広告スペース

★ネット申し込み(ネット)はコチラから▶

★市のホームページはコチラから▶

★**基本事項**の記入方法は11ページを参照 ★時間は24時間表記

## ■12 頁（区版面）下段の広告掲載イメージ

区役所（出張所を除く）の一部窓口業務は  
毎週木曜日（祝日・年末年始を除く）の19時まで延長しています 若松区人口 7万9483人、世帯数3万3561世帯（令和3年9月現在。この数値は、国勢調査の逐戸票に基づいた人口・世帯数を推計したものです。）



掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況などによっては、変更・中止となる場合があります。

## 10月の無料相談

①交通事故相談 交通事故相談員が応じます。8日㈮10～16時。

②法律相談 弁護士が応じます。20日㈬13時30分～16時30分。先着12組。

③人権相談 人権擁護委員が応じます。20日㈬13時30分～16時30分。先着6組。

若松区役所で。①は7日までの9～15時30分に、安全・安心相談センター（交通事故相談）☎582-2511へ。※事前に予約が必要。②は19日㈮8時30分から若松区役所総務企画課☎761-0039へ。

## 10月の保健福祉無料相談

④精神保健福祉相談、アルコール相談 精神科医や酒害相談員が応じます。8日㈮～22日㈮（アルコール相

談は※だけ）の13時30分～15時30分。定員各10組。

⑤高齢者・障害者あんしん法律相談 弁護士が応じます。21日㈭13時30分～17時。対象はおおむね65歳以上の高齢者や障害のある人と家族など。

若松区役所で。①は5日まで（※は19日）、②は18日まで、若松区役所「高齢者・障害者相談」コーナー☎751-4800へ。

## 空き家・留守宅対策 相談会

空き家・留守宅に関する相談問題・売買・管理・活用などの相談に弁護士や司法書士・税理士などが応じます。問題解決のヒントとなるセミナーもあり。11月2日㈭10～12時30分と13時30分～16時、若松中央市民センターで。対象は空き家を所有する人や家族、将来空き家を所有する可能性がある人。人数制限あり、事前申し込みが必要。北九州空き家管理活用協議会☎967-0203～、建築都市局空き家活用推進室☎582-2777。

## 防災スピーカーのテスト

放送をします 10月6日㈮11時頃、全国瞬時警報

システム（アラート）の全国一斉情報伝達訓練の一環として、区内沿岸部を中心にして設置している防災スピーカー10本のテスト放送を行います。荒天中止。危機管理室危機管理課☎582-2110へ。

## 介護ボランティア登録研修会

65歳以上の人のが介護保険施設で行うボランティア活動をポイント化し、換金や寄付をすることができる事業について説明します（ボランティアとして活動するためには受講後に登録が必要）。10月27日㈭14～16時、若松中央市民センターで。定員15人。ボランティア登録には介護保険被保険者証が必要。10月26日までに北九州市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター☎881-6500へ。

## 赤い羽根共同募金にご協力

皆さんの募金は若松区内の福祉活動を支えています。温かいご協力をお願いします。期間は10月1日㈮～12月31日㈮。共同募金会若松区支会

（若松区役所コミュニティ支援課内）

☎761-5324へ。

## 10月の図書館だより

休館日は毎週月曜日。

若松図書館☎761-2942

おはなしのこばこ 毎週木曜日の10時30分～11時。各日先着10人。

健康促進講座「セルフリンパマッサージ」 8日㈮～22日㈮の13～15時。各日先着15人。

無料経営相談会 10日㈰・24日㈰の10～17時。各日先着3人。

朗読教室 16日㈯10～11時。先着15人。

大人のための読む・聴く・楽しむ朗読会 24日㈯10～11時30分。先着15人。

こどものつどい 11月14日㈰14～15時。先着10組。

島郷分館☎701-3991

子どもと母の読書会 14日㈭10～12時。先着10人。

紅読書会 16日㈯14～16時。先着6人。

成人読書会 21日㈰10～12時。先着10人。

■■■■■3日から各施設へ。

## 健康だより

若松区役所健康相談コーナー☎761-5327

## 11月の検診日

①特定健診 対象は40～74歳の国民健康保険加入者。受診無料。国民健康保険証と特定健診受診券が必要。注

②若者健診 対象は18～39歳。受診料1000円。

③肝炎ウイルス検査 対象は過去に検査を受けた事がない人。受診無料。

④結核・肺がん検診 対象は40歳以上。受診無料（痰の検査は900円）。

⑤大腸がん検診 対象は40歳以上。

受診料500円。

⑥前立腺がん検診 対象は50歳以上の男性。受診料1000円。

⑦骨粗しょう症検診 対象は18歳以上。受診料1000円。

⑧1～2の茎 13時30分～15時。先着65人。

►若松中央市民センター=11月10日㈭

►青葉市民センター=11月18日㈮

►高須市民センター=11月25日㈭

►乳がん検診 マンモグラフィ。

►島郷出張所=11月2日㈮

►若松中央市民センター=11月11日㈭

►青葉市民センター=11月26日㈮。

⑨13時30分～16時30分。対象は40歳以上の女性で昨年度受診していない人。先着各50人。受診料1000円。

⑩1～3の茎 9時から集団検診

予約センター☎

0570-783-077へ。▲⑨の申し込み

インターネットも可。はコチラ

⑪元気で長生き食卓相談 健康を考えた食生活の相談に管理栄養士が応じます。希望者には体組成測定あり。

10月14日㈭10、11、13、14時（各1人）、

若松区役所で。対象は65歳以上。定員4人。⑪10月12日までに回先へ。

⑫離乳食教室 離乳食のすめ方の

話と個別相談。11月2日㈯13時10分～14時30分、島郷市民センターで。対象は離乳食開始（生後5ヶ月ごろ）～生後7ヶ月ごとの乳児と保護者。母子健康手帳が必要。定員12組。⑫10月11～25日に回先へ。インターネットも可。

⑬幼児食教室 管理栄養士による幼児期の食生活の講話と個別相談。11月9日㈭10時30分～11時45分、若松中央市民センターで。対象は幼児と保護者。母子健康手帳が必要。定員12組。⑬10月14～28日に回先へ。インターネットも可。

▲⑪⑫の申し込み

はコチラ

▲⑬の申し込み

みはコチラ

注）後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人は福岡県後期高齢者医療広域連合☎092651-3111に回先を。

245 mm

80 mm

## 広告スペース

広告の申し込みは株●●●五●●●・●●●●まで。

※広告内容と北九州市は直接関係ありません。



リサイクルマーク  
本紙は古紙リサイクルで  
ごみとしてご処理ください。

## 令和8年度 掲載予定広告主一覧・広告原稿案・完全データ 提出期限日程表(予定)

	掲載予定広告主一覧 提出期限	広告原稿案 提出期限	完全データ 提出期限	(参考)市政だより 配布開始日
4月15日号	3月2日(月)	3月16日(月)	3月23日(月)	4月9日(木)
5月1日号	3月16日(月)	3月31日(火)	4月6日(月)	4月23日(木)
5月15日号	3月27日(金)	4月10日(金)	4月16日(木)	5月12日(火)
6月1日号	4月13日(月)	4月27日(月)	5月7日(木)	5月28日(木)
6月15日号	4月30日(木)	5月19日(火)	5月25日(月)	6月11日(木)
7月1日号	5月19日(火)	6月2日(火)	6月8日(月)	6月25日(木)
7月15日号	6月2日(火)	6月16日(火)	6月22日(月)	7月9日(木)
8月1日号	6月19日(金)	7月3日(金)	7月9日(木)	7月29日(水)
8月15日号	6月29日(月)	7月13日(月)	7月17日(金)	8月6日(木)
9月1日号	7月13日(月)	7月28日(火)	8月3日(月)	8月26日(水)
9月15日号	7月31日(金)	8月17日(月)	8月21日(金)	9月9日(水)
10月1日号	8月18日(火)	9月1日(火)	9月7日(月)	9月29日(火)
10月15日号	8月27日(木)	9月10日(木)	9月16日(水)	10月8日(木)
11月1日号	9月15日(火)	10月2日(金)	10月8日(木)	10月28日(水)
11月15日号	10月2日(金)	10月19日(月)	10月23日(金)	11月12日(木)
12月1日号	10月16日(金)	10月30日(金)	11月6日(金)	11月26日(木)
12月15日号	10月30日(金)	11月16日(月)	11月20日(金)	12月10日(木)
1月1日号	11月13日(金)	11月30日(月)	12月4日(金)	12月23日(水)
1月15日号	11月30日(月)	12月14日(月)	12月18日(金)	1月13日(水)
2月1日号	12月14日(月)	12月28日(月)	1月7日(木)	1月27日(水)
2月15日号	12月28日(月)	1月18日(月)	1月22日(金)	2月10日(水)
3月1日号	1月15日(金)	1月29日(金)	2月4日(木)	2月25日(木)
3月15日号	1月29日(金)	2月15日(月)	2月19日(金)	3月11日(木)
4月1日号	2月12日(金)	3月1日(月)	3月5日(金)	3月25日(木)

市政だより 月 日号掲載廣告主一覧

年 月 日

■広告レイアウト

〈5ページ〉

①	②	③	④
①		②	③

〈12ページ〉

⑤	⑥	⑦	⑧
⑤		⑥	⑦

■ 広告主一覧

番号	広告事業社名	広告内容（概要）	区分	
			新	再
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				

※区分は当該年度における新規掲載か再掲載かで○をすること。

広告代理店名

\_\_\_\_\_

(担当者 )

※署名または記名・押印をお願いします。

印

■ 広告主の情報 ( 月 日号)

番号	会社名	住所	(ふりがな) 代表者名	生年月日 (和暦)	性別
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					

注：この広告主の情報に記載されている個人情報については、暴力団などとの関与の有無に関する調査に利用し、それ以外の目的では利用しません。

## 市政だより 月 日号掲載廣告主一覧

年 月 日

## ■広告レイアウト

&lt;5ページ&gt;

①	②	③	④
①		②	③

&lt;12ページ&gt;

⑤	⑥	⑦	⑧
⑤		⑥	⑦

## ■ 広告主一覧

区	番号	広告事業社名	広告内容(概要)	区分	
				新	再
門司区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				
小倉北区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				
小倉南区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				

区	番号	広告事業社名	広告内容(概要)	区分	
				新	再
若松区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				
八幡東区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				
八幡西区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				
戸畠区	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				

※区分は当該年度における新規掲載か再掲載かで○をすること。

広告代理店名

\_\_\_\_\_

(担当者 )

※署名または記名・押印をお願いします。

印

■ 広告主の情報（月 日号）

区	番号	会社名	住所	(ふりがな) 代表者名	生年月日 (和暦)	性別
門司区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					
小倉北区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					

区	番号	会社名	住所	(ふりがな) 代表者名	生年月日 (和暦)	性別
小倉南区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					
若松区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					

区	番号	会社名	住所	(ふりがな) 代表者名	生年月日 (和暦)	性別
八幡東区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					
八幡西区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					

区	番号	会社名	住所	(ふりがな) 代表者名	生年月日 (和暦)	性別
戸畠区	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					

注：この広告主の情報に記載されている個人情報については、暴力団などとの関与の有無に関する調査に利用し、それ以外の目的では利用しません。